

物ニ分タンガ爲ニ、其駕ノ腰ヲ竹ニテ組ム定ナリ近世ハ腰ヲ乘物ノ如クニ板ニテ作リ、春慶タ腰ニウチツ又此物ヲ昇ベキ柄ハ、其本丸木ナリシヲ今ハ乗物柄ノ如クニ平角ニシテ、兩端ヲ細クスルニ至レリ、是モ又僭上ノ一つナルニヤ、

〔本朝世事談綺器用〕_二竹駕

竹駕は箋輿より出たるもの也、今能役者の乗、あんだといふは箋輿の事也、竹駕もあをだと讀也、箋輿は元軍用の具也、手負などを乗るもの也、八島にて嗣信を箋輿にのせたると也、軍用のあをだは、今の竹駕、あんだとは異也、竹を以籠にあみ、竹を曲て蔓とし、丸竹を以これを擔ふと也、大きさも又格別也、

〔貞丈雜記七〕一古は、今の乗物駕籠などに貴人乗る事なし、古は大名其外、御免を受たる人は輿に乘る、こし御免なき人々は騎馬なり、出家なども輿にのられぬは馬に乗たる也、ある人の云、今の駕籠などは、中古旅人などをしてのせ、又合戦の時、手負をのする爲に作り出したる物也と、古老の物語也、又云、今の駕籠乗物など、云物は、あんだと云物を後に結構に作りなしたる也、異本曾我物語河津最後の條に、さて有べきにあらざれば、俄にあんだと云物に、むなし屍をかきのせて、宿所へこそは歸りけれ云々、あんだと云物は、旅人を乗する駕籠也、山駕籠といふ物也、あんばつとも云也、和名抄云、箋輿和名アミとあり、是あんだの字なるべし、アミをアントイヒイの字を略してアシダといひ、イの字を、

〔嬉遊笑覽器用〕駕籠は、鹽尻また秋草などにもいへる如く、もと和名抄刑罰の具に見えたる箋輿といふ物、後にはあんだと呼ぶ是なり、○中太平記十、龜壽殿信濃に令落條には、篠と書たり、今世の釣臺のごとくにして手負を乗、また物を運びなどするに用、同書十六執事師直兄弟奢侈の條に、土石をはこびたる事もあり、今も山籠といふものは、是に日覆をしたるなり、四ツ手といふは、其さまを云なり、あんばつは、東國の詞に法師をぼちといふ、坊とおなじく遣ふ詞なり、稻をつみた